

平成 24 年 12 月 6 日

会 員 各 位
準会員 各 位

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

平成 25 年度入札要望に関する札幌市からの回答について

～ 11 月 19 日に申入れした四項目に対する回答 ～

時下、会員及び準会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「平成 25 年度入札要望」に対する回答について、平成 24 年 11 月 19 日に開催しました経営研究委員会において、札幌市の契約管理担当局長等と意見交換を行うとともに、四つの項目について申し入れを行いました。

この四項目について、12月4日に開催しました経営研究委員会において、札幌市の管財部長などから、別添のとおり回答がありましたので通知いたします。

なお、「制限付一般競争入札の試行導入」については、当協会としては要望していない事項でもあるので、今後とも、慎重な検討と十分な協議をしていただきたい旨、伝えました。

(担当 事務局長 及川 篤 Tel 011-615-1100)

北海道ビルメンテナンス協会からの申入れに関する札幌市の考え

1 登録要件の厳格化について

社会保険や健康診断などの確認については、参加登録要件(前年度の書類で確認)ではなく、履行要件(実際に業務に従事する労働者に対する確認)としていただきたい。

- すべての業務に対して、新たに履行要件として、実際に従事する労働者に関する社会保険の加入状況を履行開始時に、また、健康診断受診状況にあつては履行完了時(複数年契約の場合は年 1 回)において、報告書の提出を求めたいと考えています。
- また、現在、WTO 適用の庁舎清掃を対象に実施している業務従事者に関する労働関係法令遵守確認について、マニュアルを整備のうえ、可能な限り他の業務でも順次実施していきたいと考えています。

2 複数年契約の導入について

複数年契約の導入に伴い、WTO 適用の範囲となるものについては、分割発注などにより、適用にならない方法を検討していただきたい。

3 制限付一般競争入札の試行導入について

制限付一般競争入札には、多くの課題があることから、再度、十分な検討と協議をしていただきたい。

- 基本的には、入札参加資格確認の厳格化の観点から、制限付一般競争入札を試行実施したいと考えています。
 - ただし、建物清掃にあつては、複数年契約により新たに WTO 適用範囲となる予定価格 625 万円以上 2,500 万円未満のものの重点課題である
 - ・合理的な事由に基づく分割発注の検討
 - ・WTO 適用対策の検討(低入札価格調査の厳格化、総合評価方式の導入等)について、複数年契約の早期導入の観点から、優先して整理することとしています。
- そこで、これらの検討により、複数年契約の趣旨に適さずそのまま単年度契約を続けるものも一部には残りますが、複数年契約へ移行したものにあっては、指名競争入札又は WTO 適用(一般競争入札)のいずれかの発注に整理される見込みであることから、平成 25 年度は、建物清掃に関する制限付一般競争入札の試行実施を見送ることといたします。

4 国交省の積算基準に定めのない項目の市独自の積算について

茶碗洗淨や床洗淨(カーペットクリーニング)などの積算基準に定めのないものについては、積算基準の日常清掃等主たる業務における最低制限率を準用していただきたい。

- 現在、次の積算基準に定めのない項目について、本市独自の積算ルール化に向け検討中です。その中で、直接人件費等の経費として整理できるものは、該当する経費の算定率を使用したいと考えています。

※積算ルール化検討項目

湯呑洗淨、ブラインド清掃、カーペットクリーニング、ガラス清掃、浴室清掃

●建物清掃における複数年契約の導入に伴う契約方法について

